

平成 30 年度 森林づくり県民税について

～事業の内容及び目標～



平成 30 年 3 月
長野県

みんなで支える森林づくり

長野県土の約8割を占める森林は、清らかな水や空気を育み、土砂災害や地球温暖化を防止し、木材等の林産物を供給するなど、私たちの暮らしに欠かせない「多面的機能」を有しており、これらの機能を金額に換算すると、県民一人あたり年間約140万円の恩恵を受けていると試算されます。

先人たちのたゆまぬ努力により育まれた豊かな森林資源は、多面的機能を有する私たちの貴重な財産であり、こうした森林を健全な姿で次の世代に引き継いでいくため、森林の恩恵を受けている県民みんなで森林づくりを支える仕組みとして、平成20年度から「長野県森林づくり県民税」（通称：森林税）を導入し、里山の整備を中心とした森林づくりに取り組んできました。

平成29年度に第2期目の課税期限を迎えたことから、様々な観点から検討を行い、多くの皆様から御意見をお聞きしたうえで、森林税を継続することを決定し、平成30年度からは、里山の整備を中心としつつも、「森林の多様な利用及び活用の推進」を用途に加え、第3期目となる森林税の取組が始まります。

事業の実施にあたっては、森林税の成果をより身近に感じていただける取組を充実するとともに、事業成果の検証や必要な制度・事業の見直し等を行いながら、適正かつ有効な事業推進に努めてまいりますので、ご理解とご協力をいただきますとともに、今後さらに効果を上げていくための森林税の活用方法などについて、ご意見、ご提案をお寄せいただければ幸いです。

なお、本内容については、長野県森林づくり県民税条例（平成19年12月27日条例第58号）第5条第1項により、毎年度定める森林税活用事業の内容及び目標として公表するものです。

平成30年3月

目 次

【概要】

森林づくり県民税の仕組み	1
平成 30 年度 予算総括表・当初予算一覧	2～6

【事業の内容及び目標】

1 「防災・減災」及び「住民等による利活用」のための里山等の整備	
防災・減災のための里山等の整備事業	7～8
県民協働による里山の整備・利用事業	9～10
地域で進める里山集約化事業	11
2 自立的・持続的な森林管理のための間伐材等の利活用	
地消地産による木の香る暮らしづくり事業	12～13
薪によるエネルギーの地消地産推進事業	14
松くい虫被害木利活用事業	15
3 森林づくりに関わる人材の育成	
里山整備利用地域リーダー育成事業	16
森林セラピー推進支援事業（人材育成等）	17
4 多様な県民ニーズに応えるための森林の利活用	
森林の教育利用の推進	18～19
まちなか緑地整備事業	20
観光地における景観形成のための森林等の整備	21～22
森林セラピー推進支援事業（施設整備支援）	23
5 市町村に対する財政調整的視点での支援	
森林づくり推進支援金	24
6 森林づくりの理解を深める普及啓発及び森林税の評価・検証	
森林税の普及啓発、評価・検証	25

平成 30 年度以降の森林づくり県民税の仕組み

平成 30 年度以降の森林づくり県民税については、「長野県森林づくり県民税に関する基本方針（平成 29 年 11 月公表）」に基づき、適正かつ有効な事業推進に努めてまいります。

1 使途（森林づくり県民税活用事業）

- ① 「防災・減災」及び「住民等による利活用」のための里山等の整備
 防災・減災の観点での里山の森林整備や河畔林の整備、里山整備利用地域制度を活用した住民協働による里山の整備
- ② 自立的・持続的な森林管理のための間伐材等の利活用
 児童センターなどの子どもの居場所や、観光地における道路等の公共サインなどの木質化、里山資源の薪利用や松くい虫被害木を活用するための仕組みづくり
- ③ 森林づくりに関わる人材の育成
 森林の整備や多面的利活用を推進するリーダーや多くの関係者をコーディネートする人材等の育成等
- ④ 多様な県民ニーズに応えるための森林の利活用
 学校林や信州やまほいく認定園のフィールド整備、観光地の景観に適合した街路樹や森林の整備、森林セラピー基地の整備等による森林の利活用
- ⑤ 市町村に対する財政調整的視点での支援
 財政調整を図るための制度として、市町村が地域固有の重要課題に対応
- ⑥ 森林づくりの理解を深める普及啓発及び森林税の評価・検証
 森林づくりに関する普及啓発、企業等との連携による森林づくり、森林税の評価・検証

2 税の仕組み（森林づくり県民税活用事業）

課税方式	個人県民税及び法人県民税の均等割の超過（上乘せ）課税方式				
	個人		法人		
納税義務者	県内に住所、家屋敷または事務所等を有する個人 約 109 万人		県内に事務所等を有する法人 約 5 万 1 千法人		
超過税額	年額：500 円		年額：現行の均等割額の 5%相当額		
税収規模	区分 年間 (平年度)	個人 約 5.5 億円	法人 約 1.2 億円	計 約 6.7 億円	※平成 29 年度の森林税収入見込みを基準に試算。
実施期間	平成 30 年 4 月 1 日から 5 年間（税導入の効果等を総合的に検証し、5 年後に見直しを実施） （個人）平成 30 年度分から平成 34 年度分まで （法人）平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日の間に開始する各事業年度分				
管理方法等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使途を明確にするため、『長野県森林づくり県民税基金』を設置して税収を管理し、事業の内容等について公表するとともに、事業実施後の成果の検証等を行うため、県民の代表等による第三者機関を設置します。 ・ 森林税の運用の透明性を高め、より効果的な活用を図るため、副知事を会長とする庁内推進組織を設置し、森林税を活用した事業についての事業成果の検証や必要な制度・事業の見直し等を行います。 				

※ 個人の納税義務者は県民全員ではなく、県民税均等割を納めている方（県民の約半数）が対象であり、次のア、イ、ウのいずれかに該当し非課税となる方や、税法上の控除対象配偶者・扶養親族になっている方で次のウに該当する方には課税されません。

ア 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方

イ 障がい者、未成年者、寡婦又は寡夫で、前年の合計所得金額が 125 万円以下の方

ウ 前年の合計所得金額が、市町村の条例で定める金額以下の方

森林づくり県民税活用事業 平成30年度当初予算 総括表 (上小地域の計画赤字)

単位:千円

区分	平成30年度実施予定の内容	平成30年度 当初予算額	備考
1 「防災・減災」及び「住民等による利活用」のための里山等の整備			
⑨ 防災・減災のための里山等の整備事業	「防災・減災」の観点から、整備の必要性が高い森林の整備及び河畔林の整備を推進します。	※ [410,291] 11,590 527,097	【建設部(一部)】
⑨ 県民協働による里山の整備・利用事業	「里山整備利用地域」における地域住民等の主体的な参画により、薪利用や森林を活用した教育活動など、里山の整備・利活用を推進します。	96,907	
地域で進める里山集約化事業	間伐事業実施地の森林所有者の合意形成や所有者の境界を明確化する取組を支援します。	14,400	
小計		[521,598] 11,590 638,404	
2 自立的・持続的な森林管理のための間伐材等の利活用			
⑨ 地消地産による木の香る暮らしづくり事業	観光地における県産材公共サインの作成や「子どもの居場所」の木造・木質化など、県産材利用の取組を実施します。	615 41,340	
⑨ 薪によるエネルギーの地消地産推進事業	身近な里山資源である「薪」を継続的に利用する仕組みを構築します。	3,750	
⑨ 松くい虫被害木利活用事業	松くい虫被害木を木質バイオマス発電の燃料(チップ)に資源化して利活用する仕組みを構築します。	18,000	
小計		615 63,090	
3 森林づくりに関わる人材の育成			
⑨ 里山整備利用地域リーダー育成事業	里山を管理・利用する地域活動のコーディネートや技術指導等を行う人材、里山を維持管理する人材を育成します。	2,751	
⑨ 森林セラピー推進支援事業(人材育成等)	森林セラピーガイドの育成等を通じて、森林セラピーの利用を促進し、セラピー基地等の魅力向上への取組を推進します。	1,756	
小計		4,507	
4 多様な県民ニーズに応えるための森林の利活用			
⑨ 森林の教育利用の推進	学校林や「信州やまほいく認定園」のフィールド整備等を行い、森林を活用した教育や子育ての取組を支援します。	17,875	【県民文化部(一部)】
⑨ まちなかの緑地整備事業	市街地における木々に親しめる緑地の整備を集中的に推進します。また、整備された緑地での地域住民等による緑育・緑化活動につなげます。	4,000	【建設部】
⑨ 観光地における景観形成のための森林等の整備	観光地の魅力向上のため、地域の景観に合致した街路樹の整備や森林の景観整備を推進します。	290 23,605	【建設部(一部)】
⑨ 森林セラピー推進支援事業(施設整備支援)	施設整備等を通じて、森林セラピーの利用を促進し、セラピー基地等の魅力向上への取組を推進します。	15,765	
小計		290 61,245	
5 市町村に対する財政調整的視点での支援			
森林づくり推進支援金	森林に関する様々な課題解決のための市町村の取組を支援します。	7,605 90,000	
小計		7,605 90,000	
6 森林づくりの理解を深める普及啓発及び森林税の評価・検証			
森林税の普及啓発、評価・検証	森林づくりの広報・普及啓発、企業との連携、税活用事業の評価・検証を行います。	347 12,038	
小計		347 12,038	
合計		20,447 [752,478] 869,284	

※…[]内は、うち森林づくり県民税額で、予算額との差額は国庫補助金。当該事業以外は全て森林づくり県民税額。

【再掲】

林務部所管事業	[614,653] 731,459
林務部以外所管事業	[137,825] 137,825

森林づくり県民税活用事業 平成30年度当初予算一覧 (上小地域の計画赤字)

単位:千円

区分	平成30年度実施予定の内容	取組の継続性、他地域への波及効果等	予算額
1 「防災・減災」及び「住民等による利活用」のための里山等の整備			
⑦ 防災・減災のための里山等の整備	<p>【みんなで支える里山整備事業】(272,591千円) 「防災・減災」の観点から、未整備の里山のうち、科学的知見等を活用して優先的に整備が必要な箇所の間伐を推進します。 ・事業主体 市町村、森林組合、NPO法人、森林所有者の団体等 ・補助率 9/10 ・里山整備面積 1,290ha</p> <p>【里山整備方針作成事業】(25,200千円) 森林づくり県民税を活用した「防災・減災」及び「住民等の利活用」のための里山の整備を進めるため、航空レーザ測量の成果等を活用して危険性が高い箇所を絞り込み、優先整備箇所の特定、図面化をすることにより、森林づくり県民税の効果的な活用と取組の見える化を図ります。 ・事業主体 市町村、森林整備協議会等 ・補助率 10/10 ・里山整備方針作成数 120地域(2022年度)</p> <p>【県単河畔林整備事業】【建設部】(112,500千円) 県が管理する一級河川の区域外(民地)の河畔林及び市町村が管理する準用河川区域とその周辺の河畔林のうち、防災効果が高い箇所の整備を推進します。 ・事業主体 県、市町村 ・補助率 9/10 ・県管理河川の整備箇所 9箇所 ・市町村管理河川の整備箇所 15箇所</p>	「防災・減災」のための里山の整備や河畔林の整備を優先的に進めるとともに、実施箇所を図示して成果の見える化を推進することで、災害に強い森林づくり等の機運を高め、森林整備意欲の喚起を図ります。	11,590 410,291
⑦ 県民協働による里山の整備・利用	<p>【みんなで支える里山整備事業】(53,357千円) 長野県ふるさとの森林づくり条例に基づく「里山整備利用地域」において、住民協働による里山の整備を促進するとともに、多面的な森林資源の利活用を進めることで、自立的・持続的な森林管理の構築を図ります。 ・事業主体 市町村、森林組合、NPO法人、森林所有者の団体等 ・補助率 9/10 ・里山整備利用地域の認定 150地域(2022年度) ・里山整備面積 150ha</p> <p>【里山整備利用地域活動推進事業】(9,800千円) 地域住民による里山の整備・利活用を促進するため、長野県ふるさとの森林づくり条例に基づく「里山整備利用地域」の認定地域において、地域住民による里山整備利用推進協議会の立ち上げ及び里山整備利用地域活動計画の作成等を支援します。 ・事業主体 里山整備利用推進協議会 ・補助率 10/10 ・里山整備利用地域の認定数 50地域</p> <p>【里山資源利活用推進事業】(33,750千円) 里山の資源を有効に活用し地域に還元する仕組みづくりを進めるため、自立的・持続的な管理体制の構築に必要な資材の導入等を支援します。 ・事業主体 里山整備利用推進協議会 ・補助率 3/4 ・里山整備利用地域の認定数 50地域</p>	「里山整備利用地域」に認定することで継続的な取組を担保するとともに、立ち上げ段階での活動主体の組織化や地域活動、資機材の導入等の支援を行うことで、その活動を軌道に乗せ、自立的な活動を促します。 また、里山整備利用地域の取組に関する広報や研修会などを通じて、他地域への波及を図ります。 さらに、継続性を確保するため、地域の林業技術者の活用や里山の多面的な価値の創造によるビジネスモデルづくりを促進します。	96,907
地域で進める里山集約化事業	小規模個人有林、不在村者所有森林等が多い里山の森林整備を推進するため、間伐事業実施地の森林所有者の合意形成や、所有者の境界を明確化する取組を支援します。 ・事業主体 自治会組織、林業事業体等 ・補助率 定額 ・集約化面積 900ha	所有者の特定や所有境界を明確にすることで、森林整備を進めるとともに、整備後の地域の森林管理に繋がります。	14,400
小計			11,590 521,598

区分	平成30年度実施予定の内容	取組の継続性、他地域への波及効果等	予算額
2 自立的・持続的な森林管理のための間伐材等の利活用			
⑧ 地消地産による木の香る暮らしづくり事業	<p>県産材に囲まれた地域づくり及び未来における県産材利用者づくりを推進するため、観光地等における県産材公共サインの作成や児童センター等の「子どもの居場所」の木造・木質化など、本県独自の県産材利用の取組を実施します。</p> <p>県産材公共サインについては、観光地の魅力向上や県産材の活用促進の観点から、統一デザインや仕様、配置場所の基本的な考え方等を「基本コンセプト」として策定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体 県、市町村、公共的団体等 ・補助率 1/2、3/4 ・県産材公共サインの作成 ・子どもの居場所木造・木質化等 5箇所 ・木の調度品、おもちゃ等の設置 30箇所 ・木工コンクール応募者数 5,500人/年(2022年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・県産材公共サインについては、波及効果・モデル性等を配慮し、関係部局と連携して設置場所等を検討するなど、県内の魅力ある観光地づくりを促進するとともに、県産材のPR強化に向けて取り組みます。 ・木造・木質化等については、県産材利用のモデル性の高い施設等の整備を採択し、発表会やHP等により、他施設の木造・木質化への波及を図るとともに、消費者ニーズや商品等の改善点を生産者にフィードバックし、県産材製品の開発、販売先拡大等につなげます。 	615 41,340
⑧ 薪によるエネルギーの地消地産推進事業	<p>里山の自立的・持続的な維持管理を図るため、身近な里山資源である「薪」を継続的に利用する仕組みを構築します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体 県、市町村、公共的団体等 ・補助率 3/4 ・薪流通の仕組み構築モデル 2件 	<p>第2期の「信州の木活用モデル地域支援事業」の成果を踏まえ、課題の解決につながる持続性・発展性を持つ事業採択を行うとともに、事業の実施を通じて構築された仕組み等の発表会やマニュアル等を通じて他地域への普及を図ります。</p>	3,750
⑧ 松くい虫被害木利活用事業	<p>山林に放置され、有効活用されていない松くい虫被害木を有効活用し、地域が主体となって行う松くい虫被害木駆除の更なる取組を推進するため、松くい虫被害木を木質バイオマス発電の燃料(チップ)に資源化して利活用する取組等を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体 市町村 ・補助率 9/10 ・取組を行う市町村数 10市町村 	<p>公共施設へのチップボイラー導入を見据えた自給体制の構築を図るとともに、事業の実施を通じて構築された仕組み等の発表会やマニュアル等を通じて、他地域への普及を図ります。</p>	18,000
小計			615 63,090
3 森林づくりに関わる人材の育成			
⑧ 里山整備利用地域リーダー育成事業	<p>持続的に地域の森林を適正に管理していく体制構築のため、里山を管理・利用する地域活動のコーディネートや技術指導等を行う人材、地域の里山を維持管理する人材を育成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体: 県 ・育成する地域リーダーの人数 30人 ・育成する里山維持管理人材の人数 900人 	<p>山村ビジネスにもつながる地域リーダーや里山維持管理人材の育成により「里山整備利用地域」での継続的な運営、取組を担保するとともに、自立的な活動を促します。</p>	2,751
⑧ 森林セラピー推進支援事業(人材育成等)	<p>森林セラピーガイドの育成等を通じて、本県の森林セラピーの利用を促進するとともに、関連する産業(観光、健康、環境、産業)との連携を強化し、地域資源として積極的に活用していくため、セラピー基地等の魅力向上を図るとともに、利用者の増加、満足度の向上を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体 県 ・森林セラピーガイド育成 200人(2022年度) ・コーディネーター育成 10人以上 	<p>地域の魅力を創出する人材育成により、地域活性化への取組を進めます。また、研修は関心のある者が広く受講できるように、森林を活用した新たな地域活性化モデルの他地域への波及を図ります。</p>	1,756
小計			4,507

区分	平成30年度実施予定の内容	取組の継続性、他地域への波及効果等	予算額
4 多様な県民ニーズに応えるための森林の利活用			
<p>⑧ 森林の教育利用の推進</p>	<p>【学校林等利活用促進事業】(12,550千円) 周囲を森林に囲まれた長野県で学ぶ児童・生徒が森林・林業に親しみを感じ、次世代の森林づくりに理解を深めるとともに、学校林の活用を推進するため、手入れが放置され利用困難になっている学校林について、森林税により集中的に整備します。 ・事業主体 県、市町村等 ・補助率 9/10 ・学校林の整備校数 16校</p> <p>【信州やまほいく認定団体保育環境等向上事業】(県民文化部)(5,325千円) 豊かな森林資源、自然環境を活用した「信州やまほいく」の認定園の活動フィールドの整備等を行うことにより、森林を活用した保育の安全性確保及び教育環境の充実を図ります。 ・事業主体 「信州やまほいく」認定園の設置主体 ・補助率 9/10、1/2 ・フィールド整備等の認定園数 8園</p>	<p>学校林の利活用を促進することで、次世代の森林づくりを担う子どもたちの教育の場づくりを進めます。また、地域の林業関係者を結びつけ、学校林活動の継続性を確保します。</p> <p>認定園における保育の安全性確保及び教育環境の充実が図られることにより、質の高い信州型自然保育(信州やまほいく)の実現及び県内への普及を促進します。</p>	17,875
<p>⑧ まちなかの緑地整備事業 【建設部】</p>	<p>市街地における木々に親しめる緑地の整備を集中的に推進するため、市町村及び民間団体が行う緑地の整備に対して補助します。また、整備された緑地での地域住民等による緑育・緑化活動につなげます。 ・事業主体 市町村、民間団体 ・補助率 1/2、1/3 ・市街地の緑化整備 4箇所</p>	<p>森林を身近に感じられる緑地の整備を推進するとともに、整備された緑地において緑化団体や地域住民による緑化活動につなげることにより、緑化に関する人材発掘・育成等のモデルとし、他地域への波及を図ります。</p>	4,000
<p>⑧ 観光地における景観形成のための森林等の整備</p>	<p>【観光地の景観整備(県単道路橋梁維持修繕費)】(建設部)(16,000千円) 山岳高原リゾートを形成する観光地周辺等の街路において、景観形成のための街路樹の整備を実施します。また、当事業による街路樹剪定の実施にあたっては、「街路樹剪定士」資格保有者による作業とし資格取得者の拡大を促すとともに、モデル事業として剪定技術に関する講習会など街路樹管理技術向上の醸成を図ります。 ・事業主体 県 ・街路樹の整備 6箇所</p> <p>【観光地等魅力向上森林景観整備事業】(7,605千円) 豊かな森林資源を活かした観光地の魅力向上を図るため、地域の景観に合致した森林整備等を推進し、観光地等の魅力向上を図ります。 ・事業主体 市町村 ・補助率 9/10 ・地域の景観に合致した間伐等実施箇所数 10箇所</p>	<p>国営アルプスあづみの公園や白樺湖など観光地周辺の街路等をはじめ、ビューポイント整備に資する街路樹整備や景観向上のための森林整備を実施し、観光地の魅力向上に繋がります。</p>	290 23,605
<p>⑧ 森林セラピー推進支援事業(施設整備支援)</p>	<p>森林セラピーガイドの育成等を通じて、本県の森林セラピーの利用を促進するとともに、関連する産業(観光、健康、環境、産業)との連携を強化し、地域資源として積極的に活用していくため、セラピー基地等の魅力向上を図るとともに、利用者の増加、満足度の向上を図ります。 ・事業主体 市町村 ・補助率 9/10、1/2 ・森林セラピー基地整備 4箇所</p>	<p>利用者へ森林の持つ魅力の波及と基地運営の継続を図るとともに、利用者増加による集客効果を他地域へ波及し、地域資源の掘り起しへ繋がります。</p>	15,765
<p>小計</p>			290 61,245

区分	平成30年度実施予定の内容	取組の継続性、他地域への波及効果等	予算額
5 市町村に対する財政調整的視点での支援			
森林づくり推進支援金	森林づくり指針に掲げる方針を踏まえつつ、森林に関する様々な課題解決のための市町村の取組を支援します。 ・事業主体 市町村 ・地域固有の課題解決に取り組む市町村 77市町村	地域の実情に応じた様々な取組が目に見える形で行われることにより、地域住民の森林に対する理解の浸透と森林づくりへの機運の醸成を図ります。	7,605 90,000
小計			7,605 90,000
6 森林づくりの理解を深める普及啓発及び森林税の評価・検証			
森林税の普及啓発、評価・検証	<p>【みんなで支える森林づくり推進事業】(10,000千円) 森林の役割や森林づくりの重要性等について、県民の理解を深め、多様な主体による森林づくりを促進するため広報・普及啓発活動を実施します。また、県民会議、地域会議による税活用事業の評価・検証を行います。 ・事業主体 県 ・森林税の使途の認知度の向上 30%</p> <p>【森林(もり)の里親促進事業】(1,002千円) 里山や山村集落へ県が仲立ちとなり企業等の社会貢献活動や福利厚生活動を誘導し、森林整備と交流を通じた地域活性化を図ります。 ・事業主体 県 ・企業等との契約件数 5件</p> <p>【地球温暖化防止木材利用普及啓発事業】(565千円) 県産材住宅や事務所・店舗を木質化した企業等に対し、木材のCO2固定量を認証し、地球温暖化防止や環境への関心を高めるとともに、県産材の消費拡大を図ります。 ・事業主体 県 ・CO2固定認証量 500t-CO2</p> <p>【地球温暖化防止吸収源対策推進事業】(471千円) 企業等との連携により整備された森林のCO2吸収量を認証し、企業等のCSR活動の「見える化」をすることで、地球温暖化防止につながる森林整備を推進します。 ・事業主体 県 ・CO2吸収認証量 4,000t-CO2</p>	効果的、効率的な広報・普及啓発、企業との連携等を図ることで、森林や森林税に対する理解の浸透を図ります。また、税活用事業の評価・検証を行い、森林税の効果的な運用を図るとともに、県内各地のモデル的な取組を県内全域に波及します。	347 12,038
小計			347 12,038
合計			20,447 752,478

※予算額については、森林づくり県民税の金額を記載

【再掲】

区 分	予算案
林務部所管事業	#VALUE! 千円
林務部以外所管事業	137,825 千円

防災・減災のための里山等の整備事業

(上小地域の計画 赤字)

【森林政策課・森林づくり推進課・河川課】

1 必要性・独自性

【基本方針活用事業より】

- 地球温暖化の影響等で局地的な豪雨等が増大する中、各地で頻発している土砂災害や流木被害等を防ぐための森林の整備は、人命、財産を守ることを使命とする本県にとって喫緊の課題。
- そのため、未整備の里山のうち、航空レーザー測量等の科学的知見を活用して、①山腹崩壊の危険度、②保全対象からの距離、③森林管理の状態の3つの視点から危険性が高い箇所を絞り込み間伐を実施。
- 間伐材の搬出・利用が可能な場所においては、路網整備を含めて、当初から搬出を前提とした、間伐作業と木材の搬出作業を同時・一体的に行う搬出間伐を実施し、豪雨時に間伐材が流出する懸念を無くすことが必要。
- 一級河川区域(官地)内の立木は、洪水流下の阻害や流出して橋梁に引っかかるなど、氾濫の原因となるため、河川管理者の責務として県が伐採しているが、河川区域外の河川保全区域(民地)等の立木(河畔林)は、所有者による手入れが不十分で間伐がなされておらず、細く倒れやすい木が密生し、豪雨時に倒れ、橋梁部で川をせき止めるなど、水害の発生要因となる恐れ。
- このため、新たに河畔林の除間伐を行うとともに、準用河川での除間伐を支援することで、水害発生を防ぐとともに、豊かな自然と美しい景観育成への効果も期待。

2 目指す成果・成果目標・指標

【基本方針活用事業より】

- 防災・減災のために必要不可欠な里山の間伐 概ね 5,700ha 程度/5年間
- 里山整備方針(図面)の作成 120箇所
- 県管理河川 概ね45箇所程度/5年間、市町村管理河川 概ね75箇所程度/5年間

【取組により期待される効果】

- 間伐材の搬出量の増加、路網整備の促進
- 森林整備の実施を通じた防災意識の向上(里山整備実施者の増加)
- 河畔林の整備による景観の向上、野生動物の出没の抑制

3 事業の概要

【里山整備方針作成事業】

- 森林づくり県民税を活用した「防災・減災」及び「住民等の利活用」のための里山の整備を進めるため、航空レーザー測量等の科学的知見や現地調査の結果等を踏まえ、優先的に整備していく箇所を特定、図面化することにより、森林づくり県民税の効果的な活用と取組の見える化を図る。

予算額:千円

事業内容	事業主体	H30年度 事業計画		補助率	予算額
・優先整備箇所の調査 ・里山整備方針(図面)の作成	市町村、森林整備協議会等	里山整備方針の作成	9箇所 120箇所 (旧市町村数)	10/10	1,890 25,200

【みんなで支える里山整備事業】

- 「防災・減災」の観点から、未整備の里山のうち、科学的知見等を活用して、優先的に整備が必要な箇所の間伐を推進する。

※平成30年度は、里山整備方針が作成されるまでの間、県が提示した航空レーザー測量等による優先整備箇所及びこれと一体的に行う箇所を補助対象とする。

予算額:千円、[]内はうち森林税

事業内容	事業主体	H30年度 事業計画		補助率	予算額
・間伐(搬出間伐を含む) ・路網整備	市町村、森林組合、NPO法人、森林所有者の団体等	里山の整備	未定 1,290ha	※ 9/10	未定 [272,591] 389,397

※ 対象地が国庫補助の対象となる場合は、一般の造林事業7/10に森林づくり県民税で2/10の嵩上げ。それ以外は、全額森林づくり県民税により9/10の補助。(H30計画…国庫活用型:税単独型=5:5)

【県単河畔林整備事業】

- ・ 県が管理する一級河川の区域外(民地)の河畔林及び市町村が管理する準用河川区域とその周辺の河畔林のうち、防災効果が高い箇所を整備を推進する。

予算額:千円

事業内容	事業主体	H30年度 事業計画		補助率	予算額
・河畔林の整備(除間伐等)	県	県管理河川	1 9箇所	—	9,700 112,500
	市町村	市町村管理河川	1 15箇所	9/10	

4 見える化に向けた取組、取組の継続性、他地域への波及効果等

- ・ 航空レーザ測量に基づく優先整備箇所をマップ化し、実施予定箇所を里山整備方針として公表して成果の見える化を推進する。
- ・ 里山整備方針の作成に関係者が協力して取り組むことで、災害に強い森林づくりの機運を高め、事業を継続的に展開する。

【参考】 事業イメージ


県が航空レーザ測量等により把握した優先整備箇所を示した図面を提示

優先整備箇所の図面


現地調査によって優先整備箇所を決定

里山整備方針(マップ)

- 緊急的な要整備森林
- 優先的な要整備森林(特に緊急な整備が必要)
- 優先的な要整備森林(それ以外)
- 森林整備実施済(森林税)
- 森林整備実施済(森林税以外)



里山整備方針(図面)イメージ



間伐前

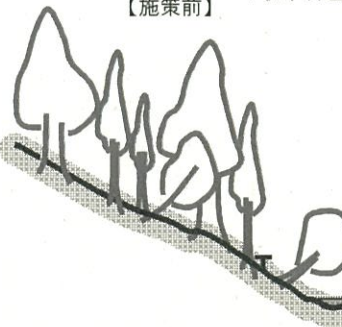
↓



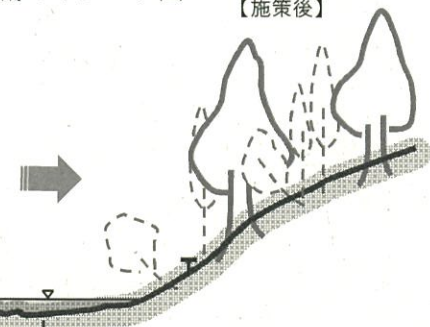
間伐後

河畔林整備のイメージ図

【施策前】



【施策後】



河川区域外(民地)

河川区域(官地)

河川区域外(民地)


事業財源: 一級河川

既存事業(河川維持)

森林税

事業財源: 準用河川

森林税(9/10補助)



- ・ 除伐による倒木の減
- ・ 間伐により河畔林を育成し土砂や立木の流出を防止

県民協働による里山の整備・利用事業

(上小地域の計画 赤字)

【森林政策課・信州の木活用課・森林づくり推進課】

1 必要性・独自性

【基本方針活用事業より】

- ・過疎化・高齢化が進む山村地域で里山を保全するには、地域住民等による里山の多面的な利活用を進め、管理の空洞化の抑制につながるような権利関係の調整を行いつつ、間伐等の整備を推進することが有効であり、こうした活動を県内全域で展開していくことが重要。
- ・このような観点から、「長野県ふるさとの森林づくり条例」では、地域住民が自発的に里山保全を図ろうとする地域を市町村の申し出により知事が「里山整備利用地域」に認定し、里山の整備及びその利用に関する活動を促進しているが、里山整備利用地域の認定は、現在5地域455haにとどまっている状況。
- ・このため、こうした制度を効果的に活用しつつ、住民協働による里山の整備を促進するとともに、木材利用や教育、観光等の多面的な森林資源の利活用を進めることで、森林と地域の関係性を再生し、自立的・持続的な長野県独自の森林管理を構築していくことが必要。
- ・間伐材の搬出・利用が可能な場所においては、路網整備を含めて、当初から搬出を前提とした、間伐作業と木材の搬出作業を同時・一体的に行う搬出間伐を実施し、間伐材等の利活用を進めることが必要。
- ・自立的な里山の多面的利活用を行う事業主体を育成していくためには、資機材の導入支援や遊歩道の整備も必要。

2 目指す成果・成果目標・指標

【基本方針活用事業より】

- ・里山整備利用地域の認定※ 約150地域/5年間
- ・地域住民等の主体的な参画による里山の整備・利活用 概ね1,500ha程度/5年間

【取組により期待される効果】

- ・間伐材の搬出量の増加、路網整備の促進
- ・里山を活用した副業の展開等による山村経済の活性化、人材育成
- ・地域住民の里山利活用の増加

3 事業の概要

【里山整備利用地域活動推進事業】

- ・地域住民による里山の整備・利活用を促進するため、長野県ふるさとの森林づくり条例に基づく「里山整備利用地域」の認定地域において、地域住民による里山整備利用推進協議会の立ち上げ及び里山整備利用地域活動計画の作成等を支援する。

予算額:千円

事業内容	事業主体	H30年度 事業計画		補助率	予算額
・現地調査 ・地域活動(森林体験活動、薪の生産、山菜・きのこ栽培、野生鳥獣対策、植生保存活動等) ・計画作成 等	里山整備利用推進協議会	里山整備利用地域の認定	未定 50地域	10/10	未定 9,800

※里山整備利用地域の認定前であっても支援対象

【みんなで支える里山整備事業】

- ・長野県ふるさとの森林づくり条例に基づく「里山整備利用地域」において、住民協働による里山の整備を促進するとともに、多面的な森林資源の利活用を進めることで、自立的・持続的な森林管理の構築を図る。

予算額:千円

事業内容	事業主体	H30年度 事業計画		補助率	予算額
・里山の整備 (間伐、搬出間伐、植栽、下刈り、緩衝帯整備等) ・路網整備	市町村、森林組合、NPO法人、森林所有者の団体等	里山の整備	未定 150ha	9/10	未定 53,357

【里山資源利活用推進事業】

- ・里山の資源を有効に活用し地域に還元する仕組みづくりを進めるため、自立的・持続的な管理体制の構築に必要な資材の導入等を支援する。

予算額:千円

事業内容	事業主体	H30年度 事業計画		補助率	予算額
資機材等の導入(チェーンソー、薪割り機、簡易ウインチ、移動式トイレ等) 遊歩道の整備	里山整備利用推進協議会	里山整備利用地域の認定	未定 50地域	3/4 9/10	未定 33,750

4 見える化に向けた取組、取組の継続性、他地域への波及効果等

- ・「里山整備利用地域」に認定することで継続的な取組を担保するとともに、立ち上げ段階での活動主体の組織化や地域活動、資機材の導入等の支援を行うことで、その活動を軌道に乗せ、自立的な活動を促す。
- ・里山整備利用地域の取組に関する広報や研修会などを通じて、他地域への波及を図る。
- ・地域の林業技術者の活用や里山の多面的な価値の創造によるビジネスモデルづくりを促進する。

【参考】 事業イメージ

【里山整備利用地域】



里山整備利用地域は、地域住民やその他の利用者らが主体的に里山の整備・利用に取り組む地域を、市町村長の申出により、長野県ふるさとの森林づくり条例第26条に基づいて知事が認定するものです。
里山整備利用地域に認定されると、県は市町村と連携して、地域における里山整備利用活動を支援します。

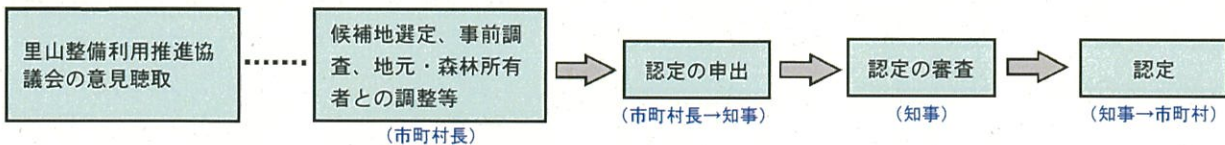


住民協働の森林整備

森林環境教育

薪づくり

【認定の手続き】



【里山整備利用地域の認定要件】

- 対象森林面積が5ha以上あり、密接に関係する集落が存在する
(地形等の状況によりやむを得ない場合は5ha未満でも対象となり得る)
- 地域住民等による自発的な活動を行うための体制がある
- 活動の内容が里山の整備及び利用を推進するものであり、里山の保全に資するもの
- 活動が継続的に行われると認められる

地域で進める里山集約化事業

【信州の木活用課】

1 必要性・独自性

- ・ 里山の小規模個人有林等の整備を効率的かつ効果的に進めるためには、境界の明確化や森林所有者の同意取得を行い、施業を集約化するための条件整備が必要。
- ・ 一方で、所有者の不在村化や境界の不明瞭などにより、施業の集約化が困難な場合も存在することから、地域の実情に応じ、小規模個人有林等の整備を推進。

2 目指す成果・成果目標 【基本方針活用事業より】

- ・ 防災・減災のために必要不可欠な里山の間伐 概ね 5,700ha 程度/5 年間
- ・ 地域住民等の主体的な参画による里山の整備・利活用 概ね1,500ha程度/5年間

【取組により期待される効果】

- ・ 森林整備の実施を通じた防災意識の向上(里山整備実施者の増加)
- ・ 里山を活用した副業の展開等による山村経済の活性化
- ・ 地域住民の里山利活用の増加

3 事業の概要

【地域で進める里山集約化事業】

- ・ 小規模個人有林、不在村者所有森林等が多い里山の森林整備を推進するため、間伐事業実施地の森林所有者の合意形成や、所有者の境界を明確化する取組を支援する。

予算額:千円

事業内容	事業主体	H30年度 事業計画		補助率	予算額
・ 森林所有者の同意取得 ・ 境界の明確化	自治会組織、 林業事業者等	集約化等面積	900ha	定額	14,400

4 見える化に向けた取組、取組の継続性、他地域への波及効果等

- ・ 集約化や境界の明確化の効率的な手法、取組事例の整理・発信する。

【参考】 事業イメージ



地消地産による木の香る暮らしづくり事業

(上小地域の計画赤字)

【県産材利用推進室】

1 必要性・独自性 【基本方針活用事業より】

- ・本県は、経済がグローバル化する中でも足腰の強い「地域経済づくり」を目指し、地域で消費するモノやサービスを、できるだけ地域で生産する、「地消地産」を推進し、木材資源の利活用についても、地域の特徴を活かした木材資源の循環利用と地消地産の仕組みづくりを推進。
- ・世界水準の山岳高原リゾート構築に向けて、観光地等における標識を、県産材を活用して製作することにより、県産材を効果的に活用するとともに、県産材の魅力を県内外にアピールすることが必要。
- ・幼少期に木と触れ合うことは、情緒を安定させるなど様々な効果をもたらすとされており、こうした観点からは子どもの安全・安心な居場所となる児童センター等は積極的に木質化等を図り、もって子どもの健全な育成を図ることが必要。

2 目指す成果・成果目標 【基本方針活用事業より】

- ・県産材公共サイン等設置枚数 概ね250枚程度/5年間
- ・子どもの居場所の木質化、木製家具・木のおもちゃ等の設置 概ね175箇所程度/5年間
- ・木工コンクール応募者数 概ね5,500人程度/年

【取組により期待される効果】

- ・県民(子ども・親世代等)及び県外観光客に対する県産材の魅力の訴求や、県産材利用の意義についての理解浸透
- ・子どもの居場所の質の向上、子どものよりよい教育環境づくり、情操教育の推進

3 事業の概要

- ・県産材に囲まれた地域づくり及び未来における県産材利用者づくりを推進するため、観光地等における県産材公共サインの作成や児童センター等の「子どもの居場所」の木造・木質化など、本県独自の県産材利用の取組を実施する。
- ・県産材サインについては、観光地の魅力向上や県産材の活用促進の観点から、統一デザインや仕様、配置場所の基本的な考え方等を「基本コンセプト」として策定する。

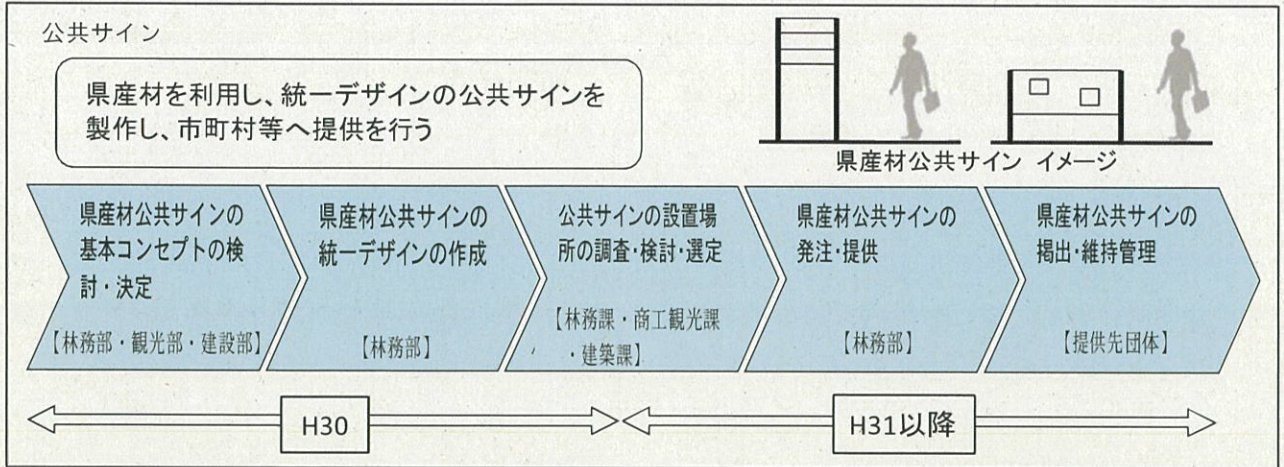
予算額:千円

事業内容	事業主体	H30年度 事業計画	補助率	予算額	
・県産材公共サインの作成 ・子どもの居場所の木造・木質化 ・木の調度品・おもちゃ等の設置 ・木工コンクール	県	県産材公共サインの作成	-	615 41,340	
	市町村等	子どもの居場所の木造・木質化	5箇所		1/2
	市町村等	木のおもちゃの設置 木の調度品・おもちゃ等の設置	1箇所 30箇所		3/4
	公共的団体等	椅子・箸・スプーン製作 木工コンクール応募者数	1箇所 5,500人		3/4

4 見える化に向けた取組、取組の継続性、他地域への波及効果等

- ・県産材サインについては、波及効果・モデル性等を配慮し、関係部局と連携して設置場所やデザイン等を検討するなど、県内の魅力ある観光地づくりを促進するとともに、県産材のPR強化に向けて取り組む。
- ・木造・木質化等については、県産材利用のモデル性の高い施設等の整備を採択し、発表会やHP等により、他施設の木造・木質化への波及を図る。
- ・消費者ニーズや子どもの教育等の専門家の視点からの商品等の改善点を生産者にフィードバックし、県産材製品の開発、販売先拡大等につなげる。

【参考】 事業イメージ



子どもの居場所の木造・木質

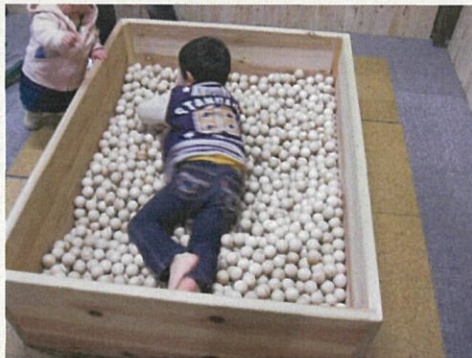


キッズプレイエリアの木質化



ベビールームの木質化

木の調度品・おもちゃ等の設置



県産材ボールプールの設置



県産材を利用した積木及び床パネルの設置

木工コンクール



審査会の様子



木工体験に対しても支援

※地消地産による木の香る暮らしづくり事業は以下の3種類があります。

【県産材公共サイン製作・設置】

【「子どもの居場所」木質空間整備事業】

【木工体験活動支援事業】

木工体験活動支援事業 実施要領

制定 平成30年3月30日付 29信木利第104号林務部長通知

(趣旨)

第1 この要領は、木工体験活動支援事業（以下「事業」という。）の実施について、補助金等交付規則（昭和34年3月23日付け長野県規則第9号。以下「規則」という。）及び木材関係事業補助金交付要綱（平成3年7月10日付け3林業第163号。以下「要綱」という。）に定めのあるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2 この要領で使用する木工体験活動とは、次のとおりとする。

子どもに、自らの手で地域の木材を使って木製品を作り上げる体験と喜びを提供し、地域の森林の役割や、木材利用の重要性について理解を深める活動をいう。

(事業主体)

第3 事業主体は、次に掲げる者とする。

- (1) 長野県木材青壮年団体連合会
- (2) 市町村
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第二十六号）第1条の規定による学校（県立の学校を除く）
- (4) 一部事務組合、財産区、地方開発事業団
- (5) 公共的団体
- (6) 林業者等（森林所有者、森林組合、素材生産業、製材業、木材加工業その他森林、林業及び木材産業に関連する事業者）が組織する団体
- (7) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第七号）第2条第2項の規定による特定非営利活動法人
- (8) 第1号から前号に掲げる者以外のものであって、別に定める「みんなで支える森林づくり県民会議」及び「みんなで支える森林づくり地域会議」から推薦された者

(補助対象活動)

第4 補助対象となる活動は、次に掲げる事項のいずれかに該当するものとする。

(1) 県域活動

県内全域の子ども等を対象として行う木工体験活動で、第3の第1項第1号に掲げる事業主体が行う活動

(2) 地域活動

地域の子ども等を対象として行う木工体験活動

2 前項に掲げる活動は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

薪によるエネルギーの地消地産推進事業

【県産材利用推進室】

1 必要性・独自性 【基本方針活用事業より】

- 薪は身近なバイオマスエネルギーであり、最適な里山資源の活用方法であるが、利用者と生産拠点が離れており、運送コストが割高になるなど非効率となっていることから、県内各地域において、薪の製造・販売拠点の整備、配送システムの構築を行い、地域で循環するコンパクトな流通の仕組づくり（薪の駅）を進めることが必要。

2 目指す成果・成果目標 【基本方針活用事業より】

- 薪流通の仕組構築モデル件数概ね10件程度/5年間

【取組により期待される効果】

- 里山においてこれまで活用されていない未利用材の利用推進
- エネルギーの地消地産と地域内経済循環を通して、里山の持続的かつ自立的な維持管理を実現

3 事業の概要

- 林業関係者、薪利用者、流通・販売、行政関係者などが連携し、地域内で薪が流通する仕組づくりを進める。
- 薪を地域で活用するためのノウハウが不足しているため、本事業により複数のモデルの構築を支援し、他の地域でも薪の利用が進めるために必要なノウハウの蓄積を行う。

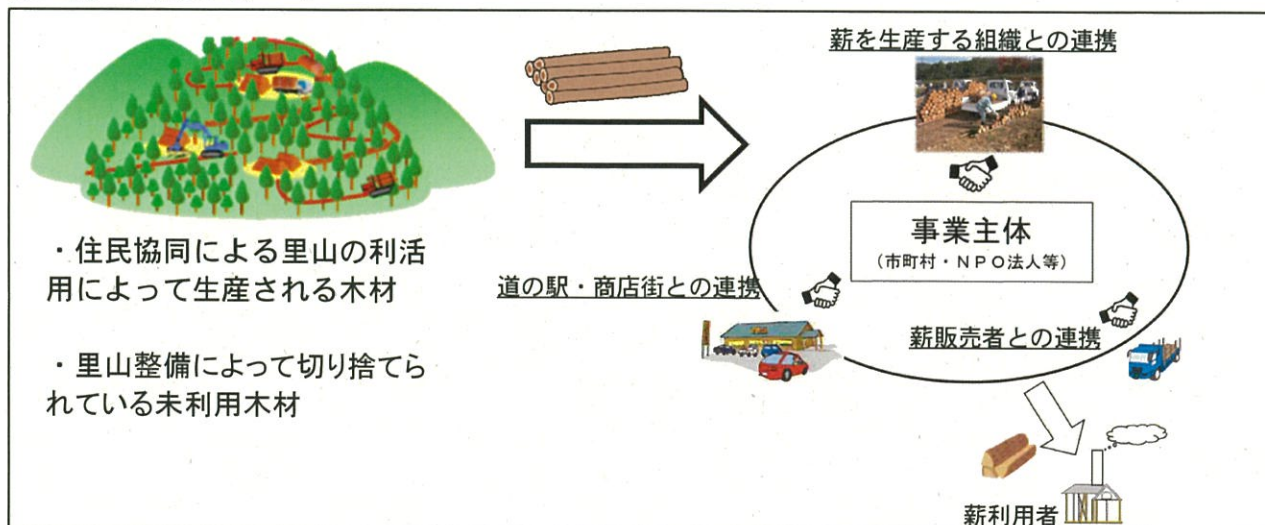
予算額: 千円

事業内容	事業主体	H30年度 事業計画		補助率	予算額
<ul style="list-style-type: none"> 薪の需要量調査 薪保管庫等の資機材の導入 自立した取組を波及するための普及啓発活動等 	市町村、NPO法人、公共的団体、林業事業者が組織する団体等等	薪流通の仕組みモデル	2件	3/4	3,750

4 見える化に向けた取組、取組の継続性、他地域への波及効果等

- 第2期目の信州の木活用モデル地域支援事業の成果と課題を踏まえ、課題の解決につながる持続性・発展性を持つ内容についてモデル性の高い事業を公募により採択する。
- 事業の実施を通じて構築された仕組み等の発表会やマニュアル等を通じて里山整備利用地域などの他地域への普及を図る。

【参考】 事業のイメージ



松くい虫被害木利活用事業

【森林づくり推進課】

1 必要性・独自性 【基本方針活用事業より】

- ・本県の松くい虫被害は全国最多となっており、被害拡大防止のため、枯損木の速やかな処理が課題であるが、一方で松くい虫枯損木は水分が少なく優れた燃料チップ原料として期待されており、燃料チップの需要増が見込まれる木質バイオマスでの利活用を推進することが必要。

2 目指す成果・成果目標 【基本方針活用事業より】

- ・松くい虫被害全市町村(51市町村)で実施/5年間
- 【取組により期待される効果】**
- ・被害木の倒伏による道路等ライフラインへの危険回避
 - ・被害木の搬出による被害森林の再生

3 事業の概要

- ・山林に放置され、有効活用されていない松くい虫被害木を有効活用し、地域が主体となって行う松くい虫被害木駆除の更なる取組を推進するため、松くい虫被害木を木質バイオマス発電の燃料(チップ)に資源化して利活用する取組等を支援する。

予算額:千円

事業内容	事業主体	H30年度 事業計画		補助率	予算額
・枯損木の伐倒、チップ化	市町村	取組を行う市町村	10市町村	9/10	18,000

4 見える化に向けた取組、取組の継続性、他地域への波及効果等

- ・第2期目の信州の木活用モデル地域支援事業の成果と課題を踏まえ、公共施設等へのチップボイラー導入を見据えた自給体制の構築を図るとともに、事業の実施を通じた構築された仕組み等の発表会の開催やマニュアルの作成等を通じて、他地域への普及を図る。

【参考】 事業イメージ

平成29年度松くい虫被害木の木質バイオマス燃料等への活用モデル事業の事例



被害材の搬出状況
上田市



被害材のチップ化状況
松本広域森林組合